

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費の状況

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

岩泉町の令和4年度一般会計決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	122,166 千円
【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障施策に要する経費	1,154,831 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

単位:千円

施策区分	令和4年度一般会計決算のうち社会保障施策に要する経費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の地方消費税	その他
1 総合福祉	39,390	9,122	0	0	5,737	24,531
2 医 療	401,723	99,192	7,400	3,054	55,363	236,714
3 介護・高齢者福祉	82,184	26,433	6,400	0	9,355	39,996
4 子ども・子育て	247,936	71,788	0	0	33,389	142,759
5 障がい者福祉	374,870	284,323	0	0	17,163	73,384
6 貧困・格差対策等	8,728	2,613	0	0	1,159	4,956
計	1,154,831	493,471	13,800	3,054	122,166	522,340

※ 総務省『社会保障施策に要する経費』に関する調査区分により分類しています。